

自立支援教育訓練給付金促進事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業の促進と自立を支援するため、教育訓練給付金を支給します。職業能力を高めるため、指定された教育訓練講座を受講し、資格取得を目指す人が対象です。

対象者は前橋市にお住いのひとり親家庭の母又は父で、次の①～③のすべてにあてはまる人

- ① 受講開始時に20歳未満の児童を養育していること
- ② 母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けていること
- ③ 過去に本給付金の支給を受けていないこと
- ④ 適職に就くために受講が必要と認められるもの

【注意】入学・受講開始後の【講座指定申請】は支給対象外です。

対象講座について
国の検索システムにて
ご確認ください



問い合わせ先

前橋市朝日町三丁目36番17号
前橋市こども支援課 子育て給付係
電話 027-220-5701

≪指定申請の流れ≫

相談・制度説明

・制度、手続きの流れについてご説明し、生活状況等ヒアリングをします。
・事前相談に必要な「事前相談票」をお渡しします。

ハローワークで受給資格の確認(回答書受領)

事前相談・指定申請

「事前相談票」を記入し、申請に必要な書類を持参しご来庁ください。
【自立支援プログラム】を作ります。

※相談・申請は予約が必要です。

入学・受講開始

≪支給申請の流れ≫

卒業・受講修了

ハローワーク受給資格がある方

ハローワークの支給額が確定した日から30日以内に支給申請

ハローワーク受給資格がない方

受講修了から30日以内に支給

※受講修了から1年以内に就職等した場合、就職した日から30日以内に追加給付を受けることができます。

対象講座

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の対象講座のうち、『専門実践教育訓練講座』に登録されている講座(例:看護師、助産師、管理栄養士 等)

支給内容

① 受講修了した日の翌日から起算して1年以内就職等(※1)しない場合

受講費用の60%(上限40万円/年×修業年数)に相当する金額からハローワークに給付金を差し引いた額(※2)

② 受講修了した日の翌日から起算して1年以内に就業等(※1)した場合

受講費用の85%(上限60万円/年×修業年数)で再計算した金額からハローワークの給付金額を差し引いた額(※2)

《受講費用(入学料・授業料)に対する支給割合》

		受講修了後	1年以内に就職	
1年以内に就職せず	前橋市支給	10%		合計60%
	ハロワーク受支給	50%(半年ごとの支給)		
1年以内に就職	前橋市支給	0%	a有5% ・ a無15%	合計85%
	ハロワーク受支給	50%(半年ごとの支給)	20%+10%(a)	

※1 就職等とは 取得した資格を用いて就職、開業することをいいます。
雇用形態や雇用保険加入事業者での就業等の条件はありませんが、
『雇用証明書』または『開業届の写し』が必要です。

※2 上限額 ①、②の修業年数の上限は4年です。
算定額が1万2千円未満のときは支給されません。
注意⇒支給申請時点で、ひとり親家庭であること。

指定申請必要な書類(講座申し込み前または学校入学前)

相談・制度説明	受講講座の資料(受講期間と受講費用がわかるもの)、
事前相談・講座指定申請	事前相談票(6ページ)、教育訓練給付金支給要件回答書、 マイナンバーカード ※追加で戸籍謄本等の提出を求めることがあります。

卒業・受講修了後支給申請

支給申請期限

1年以内に就職せず	ハローワークの支給額が確定した日から30日以内
1年以内に就職	指定決定通知書とお知らせします。

※支給申請時に必要な書類は、『指定決定通知書』とご案内を送付します。

対象講座

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の対象講座のうち、『専門実践教育訓練講座』に登録されている講座(例:看護師、助産師、管理栄養士 等)

支給内容

① 受講修了後30日以内に給付申請

受講費用の60%(上限40万円/年×修業年数)に相当する額を支給

② 受講修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等(※1)した場合

受講費用の85%(上限60万円/年×修業年数)で再計算をした金額から

① の給付金額を差し引いた額を追加支給(※2)

ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の上限額は300万円まで支給できます。

《受講費用(入学料・授業料)に対する支給割合》

	①受講修了後	②1年以内に就職(追加支給)	
1年以内に就職せず	60%		合計 60%
1年以内に就職	60%	25%	合計 85%

※1 就職等とは 取得した資格を用いて就職、開業することをいいます。

雇用形態や雇用保険加入事業者での就業等の条件はありませんが、『雇用証明書』または『開業届の写し』が必要です。

※2 上限額

①、②の修業年数の上限は4年です。

算定額が1万2千円未満のときは支給されません。

注意⇒支給申請時点で、ひとり親家庭であること。

指定申請必要な書類(講座申し込み前または学校入学前)

相談・制度説明	受講講座の資料(受講期間と受講費用がわかるもの)、
事前相談・講座指定申請	事前相談票(6ページ)、教育訓練給付金支給要件回答書、 マイナンバーカード ※追加で戸籍謄本等の提出を求めることがあります。

卒業・受講修了後支給申請

支給申請期限

1年以内に就職せず	ハローワークの支給額が確定した日から30日以内
1年以内に就職	指定決定通知書とお知らせします。

※支給申請時に必要な書類は、『指定決定通知書』とご案内を送付します。

雇用保険制度の特定一般教育訓練、一般教育訓練の指定講座

対象講座

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の対象講座のうち、『特定一般教育訓練』、『一般教育訓練』に登録されている講座

支給内容

●雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

受講費用の80%相当額(上限25万円)

●雇用保険法による教育訓練給付金の受給がある方

受講費用の80%相当額(上限25万円)からハローワークからの支給額を差し引いた額

《受講費用(入学料・授業料)に対する支給割合》

		ハローワークから支給	前橋市から支給	合計(A+B)
①無し(一般・特定一般)			80%	合計 80%
②有り(一般)		20%	60%	合計 80%
③有り(特定一般)	1年以内に就職等あり	50%	30%	合計 80%
	1年以内に就職等なし	40%(注1)	40%(注2)	

※1 就職等とは 取得した資格を用いて就職、開業することをいいます。

雇用形態や雇用保険加入事業者での就業等の条件はありませんが、『雇用証明書』または『開業届の写し』が必要です。

※2 上限額

①、②の修業年数の上限は4年です。

算定額が1万2千円未満のときは支給されません。

注意⇒支給申請時点で、ひとり親家庭であること。

指定申請必要な書類(講座申し込み前または学校入学前)

相談・制度説明	受講講座の資料(受講期間と受講費用がわかるもの)、
事前相談・講座指定申請	事前相談票(6ページ)、教育訓練給付金支給要件回答書、マイナンバーカード ※追加で戸籍謄本等の提出を求めることがあります。

卒業・受講修了後支給申請

支給申請期限

1年以内に就職せず	ハローワークの支給額が確定した日から30日以内
1年以内に就職	指定決定通知書とお知らせします。

※支給申請時に必要な書類は、『指定決定通知書』とご案内を送付します。